

令和7年度の5年水張り要件の変更について

5年水張りルールはなくなるのですか？



→令和7年1月30日に農林水産省から今後の水田政策の見直しの方向性が示され、5年水張りルールについても見直しの検討が進められています。ただし、現時点では詳細は明らかになっておらず、令和7年度及び令和8年度はこれまでお知らせしたとおり、「5年間に一度、水稻を作付ける」というルールが適用されます。

令和7年度は何が変わるのですか？

→特例措置の内容が変わります。

5年間に一度、水稻を作付けることがどうしても困難な場合、特例として、下記のいずれかの取組をすれば、水稻を作付けしたとみなします。

- ① 湛水管理を1か月以上行う。
(天水ではなく用水による湛水状態を保持)

- ② 連作障害を回避する取組を行う。
(土壌改良資材・有機物【堆肥、もみ殻等】の施用、
土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、
病害虫抵抗性品種の作付け 等)



※これら資材等の具体的な内容については現時点では明らかになっていません。分かり次第、随時案内を行う予定です。

令和7年度においても、これまでと同様に、

5年間に一度水稻を作付けすることを基本とし、

①又は②を希望される場合は事前に下記連絡先までご相談ください。

【問合せ先】明石市 農業振興課 TEL:078-918-5017